

保護者のみなさまへ

就学援助制度のお知らせ

援助を希望される場合は、継続申請の方も新規申請の方もこちらをよくお読みいただき申請してください。



1 問合せ先 三条市教育委員会 教育総務課 学事係

〒959-1192 三条市新堀1311番地 【電話】45-1118(直通)

三条市では、経済的にお困りのご家庭に、小・中学校及び義務教育学校でかかる費用(学用品費、学校給食費、修学旅行費など)の一部を援助する「就学援助費」制度を設けています。援助を希望される方は、このお知らせをよくお読みいただき、申請してください。

また、市内の小・中学校及び義務教育学校の特別支援学級に在籍するお子様がいるご家庭にも就学に必要な経費の一部を援助する「特別支援教育就学奨励費」制度があります。

なお、「就学援助費」と「特別支援教育就学奨励費」を重複して受給することはできません。「就学援助費」のほうが認定基準は厳しくなりますが、援助額は高くなっています。

「特別支援教育就学奨励費」制度に該当するご家庭でも、「就学援助費」制度に該当する場合がありますので、ご検討ください。

2 提出期限 令和6年4月30日(火)

<注意> ※上記期限を過ぎると4月からの認定となりません。

※随時受付しますが、申請した月の翌月初日からの認定となります。

3 提出場所 (ご都合のよい場所へ提出もしくは、教育委員会へ郵送での提出も可能です。)

- 1 入学する小・中・義務教育学校
- 2(三条庁舎)市民窓口課
- 3(下田庁舎)下田 SC 総務グループ
- 4(栄庁舎)教育委員会教育総務課又は栄 SC 総合窓口グループ

4 提出書類 《申請書の提出は毎年度必要です。》

1「就学援助申請書」 申請書はお子さん1人につき1枚必要です。

(生活保護法に基づく要保護者の方も必ず申請書を提出してください。)

2 添付書類

三条市の公簿等で要件を確認できない申請理由の場合は、確認できる書類を添付してください。(生活福祉資金の貸付証明などは必要ですが、児童扶養手当の支給の有無は確認できますので、証書の写しを添付する必要はありません。詳しくはお問い合わせください。)

5 対象となる方 次のいずれかに該当するご家庭

【1に該当する世帯：要保護、2～6に該当する世帯：準要保護】

- 1 生活保護法に基づく要保護者
- 2 世帯全員（住民票上同一の方全員）が市民税非課税（所得割・均等割がともに0円）のご家庭
- 3 市民税の減免を受けたご家庭
- 4 児童扶養手当の支給を受けたご家庭
- 5 世帯全員の前年の合計所得の合計額が市の定める基準以下のご家庭
- 6 その他上記に準ずると教育委員会が認めたご家庭
（国民年金保険料の減免又は生活福祉資金の貸付を受けたご家庭など）

【三条市が定める世帯の合計所得（基準額）の目安】※年齢や世帯の人数により異なります。《持家の場合》

家族構成（例）		世帯の合計所得金額の合計（基準額） 〔令和5年中の収入額から計算した所得〕
2人	母（30歳代）、子（小学生）	193万円程度以下
3人	父（40歳代）、母（30歳代）、子（小学生）	254万円程度以下
4人	父（40歳代）、母（30歳代）、子（小学生）、子（中学生）	339万円程度以下
5人	父（40歳代）、母（30歳代）、子（小学生）、 祖父（70歳代）、祖母（60歳代）	354万円程度以下

※所得とは、給与所得者は前年中の源泉徴収票の給与所得控除後の金額を、事業所得者は年間収入額から必要経費を差し引いた後の金額をいいます。

6 注意事項

- 1 申請書は、学校預かり金（学校に納める諸経費）に滞納が生じた場合に、就学援助費を保護者口座ではなく学校の指定する口座へ振り込むことに対する同意も兼ねていますので、ご承知の上、申請をしてください。また、申請者と口座名義人は必ず同一人としてください。
- 2 市民税・所得税の申告が必要な方は必ず済ませてください。申告が済んでいないと世帯の所得状況が確認できず、認定ができません。収入がない場合も申告が必要です。（ただし、税法上の扶養に入っている場合は申告の必要はありません。）
- 3 令和6年1月1日現在において三条市以外に住所があった方は、前住所地の市町村から令和6年度（令和5年分）所得・課税証明書（収入のある方全員分）を取り寄せ提出してください。（証明書は毎年5月中旬又は6月中旬以降に発行開始となりますので、前住所地の市町村に確認した後、申請書とは別に後日提出してください。）
- 4 就学援助制度は、学校給食費など学校へ納めるべき経費が免除されるものではありません。保護者が学校へ納めた経費の一部が、後で援助される制度です。
- 5 申請書の「世帯の状況」欄には同一生計世帯員（住民票上の同一世帯の祖父母、叔父、叔母等も含む。）全員を記入してください。単身赴任等で住民票上は別であっても生計同一の場合は含めてください。

7 認定（否認定）通知

認定・否認定の結果は、前年の所得確定後、7月中に保護者宛に郵送で通知します。

（年度途中で申請した方は、申請月の翌月上旬に郵送で通知します。）

8 支給方法

- 1 保護者（申請者）名義の口座へ振込みます。
- 2 学校預かり金（学校に納める諸経費）に滞納が生じた場合は、保護者（申請者）名義の口座ではなく、学校の指定する口座へ振り込むことがあります。

9 支給時期

原則年3回（8月、12月、3月）



10 援助の内容

- ※準要保護者の方は、下表の各費目を支給します。
- ※要保護者の方は、下表の費目のうち修学旅行費と医療費を支給します。
- ※三条市外に住所がある方は、学校給食費と医療費のみの支給となります。
- ※三条市に住所があり、三条市外の小中学校に就学している方は、学校給食費と医療費を除いた費目が支給されます。

【援助費目及び支給額】（記載の内容は令和5年度のものであり、変更になる場合があります。）

支給費目	内 容	年額（4月認定の場合）		備 考
		小 学 校 <small>（義務教育学校前期課程を含む）</small>	中 学 校 <small>（義務教育学校後期課程含む）</small>	
学用品費	ノート、筆記用具などの購入	11,630 円	22,730 円	・8月、12月、3月の3回に分けて支給します。 ・年度途中の認定の場合は、認定月からの月割額を支給します。
通学用品費	通学用靴、傘などの購入	2,270 円 <small>（第1学年及び第7学年は除く）</small>		
校外活動費（泊なし）	校外活動に必要な 交通費・見学料	実 費 <small>（限度額：1,600 円）</small>	実 費 <small>（限度額：2,310 円）</small>	・校外活動実施後に支給します。 ・実施日現在認定者が支給対象です。
校外活動費（泊あり）		実 費 <small>（限度額：3,690 円）</small>	実 費 <small>（限度額：6,210 円）</small>	
学校給食費	学校給食にかかる経費	実 費 <small>（目安額：55,400 円）</small>	実 費 <small>（目安額：63,900 円）</small>	・8月、12月、3月の3回に分けて支給します。 ・認定月以降の給食費が対象です。
修学旅行費	修学旅行にかかる経費	実 費	実 費	・修学旅行実施後に支給します。 ・実施日現在認定者が支給対象です。
新入学用品費	入学に必要なランドセルなどの購入費	【入学前又は小学1年】 54,060 円 小学入学前の3月に支給又は入学後の8月に支給	【中学1年】 63,000 円 <small>（入学後8月支給）</small>	入学前支給 ；小学校分の入学前支給の申請をした場合は、入学予定者に、中学校分は、3月1日時点で準要保護認定を受けている小学6年生に支給します。（3月に支給） ただし、小・中学校ともに、入学前支給を受けなかった場合は、4月1日認定の第1学年に支給します。（8月に支給） （入学前支給を受けた場合は、入学後の支給はありません。）
生徒会費	生徒会費として納める額		5,550 円	・8月、12月、3月の3回に分けて支給します。 ・年度途中の認定の場合は、認定月からの月割額を支給します。
PTA会費	PTA会費として納める額	3,450 円	4,260 円	
体育実技用具費	体育の時間にスキーを行うために必要な用具購入経費	実 費 <small>（限度額：26,500 円）</small>		・3月に支給予定です。 ・1～3学年、4～6学年のそれぞれの期間毎に1回支給します。
卒業アルバム代	卒業アルバム及び卒業記念写真等の購入費	実 費	実 費	・3月に支給予定です。 ・卒業学年の児童生徒で、卒業アルバム等を購入した場合に支給します。
医療費 <small>（医療券での受診）</small>	学校保健安全法で定められている疾病のみ。【※1 参照】	実 費	実 費	・学校で医療券の交付を受けてから治療に通ってください。治療に要した額を市が医療機関に直接支払います。

【※1】学校保健安全法で定められている疾病：う歯（CO、歯周病等は対象外）、トラコーマ及び結膜炎、白癬・疥癬及び膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、寄生虫病（虫卵保有含む）

記入例

令和6年度 就学援助申請書 (兼同意書)

年 月 日

(宛先) 三条市教育委員会

申請者 (保護者)	住所	(〒955-8686) 三条市旭町 2-3-1 ○○アパート101号室		
	氏名	三条 太郎	電話	日中連絡の取りやすい電話番号を御記入ください。

次の児童生徒について就学援助を受けたいので申請します。
 私 (申請者) 及び世帯員の所得、課税状況等資格認定に必要な情報を市が公簿等で調査することに同意します。
 学校預り金 (学校に納める諸経費) に滞納が生じた場合は、就学援助費を学校の指定する金融機関の口座に振り込むことに同意します。

児童生徒	学校名・学年	(令和6年度に在籍する学校・学年) ○○○ <input checked="" type="checkbox"/> 小学校・中学校・学園 第 ○ 学年		
	フリガナ	サンジョウ ハナコ		
	氏名	三条 花子		
令和6年1月1日現在の住所		(現住所と異なる場合のみ記入)		R6.1.1 現在の住所が三条市でない場合は必ず記入
※令和6年1月1日現在、三条市に住所がない方は、前住所地から「令和6年度(令和5年分)所得・課税証明書」を発行してもらい、提出してください。				
令和5年度 受給の有無		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		
住居の状況		1 家賃を支払っていない。(持家) 2 <input checked="" type="radio"/> 家賃を支払っている。(借家、アパートなど)		同一生計世帯員全て記入
■世帯の状況 (令和6年4月1日現在で記入してください。)				
氏名	続柄 (子どもから見た続柄)	生年月日		勤務先 又は 学校名・学年
三条 花子	児童生徒 本人	<input checked="" type="checkbox"/> 平・令	○年 ○月 ○日	○○小学校 ○年
個人番号				
三条 太郎	父	大・昭・平・令	○○ ○ ○○	(株)○○○○
個人番号				
三条 ○○	母	大・昭・平・令	○○ ○ ○○	(株)○○○○
個人番号				
三条 ○○	祖父	大・昭・平・令	○○ ○ ○○	
個人番号				
三条 ○○	祖母	大・昭・平・令	○○ ○ ○○	
個人番号				
申請理由	1 生活保護法に規定する要保護者である。 2 地方税法の規定に基づき個人の市町村民税が非課税である世帯に属する者である。 3 地方税法の規定に基づく市町村民税の減免を受ける者である。 4 児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給を受ける者である。 ⑤ 世帯全員の前年所得の合計額が、要綱第3条第2項第5号で規定する要件を満たす世帯に属する者である。 6 その他上記に準ずる者である。(申請理由:) (国民年金保険料の減免又は生活福祉資金の貸付を受ける者など) ※ 三条市の公簿等で要件を確認できない申請理由の場合は、要件が確認できる書類を添付してください。			
	振替口座	金融機関名	○○○○	銀行・信金 信組・農協
	口座番号	○○○○○○○○		預金種類 普通預金
	フリガナ	サンジョウ タロウ		※「ゆうちょ銀行」の場合 通帳に記載してある「記号」「番号」ではなく ・店名 (数字3桁) ・口座番号 (数字最大7桁) を記入